



2026年1月23日

各 位

会 社 名 ジャパニアス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西川 三郎
(コード: 9558 東証グロース)
問合せ先 執行役員 I R 担当 神田 理裕
(TEL. 045-670-7240)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年2月24日開催予定の第26期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行の目的

当社は、2025年11月21日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

監査等委員会設置会社への移行により、コーポレートガバナンスの更なる強化を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。監査等委員である取締役が取締役会で議決権を行使するほか、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、取締役会の監督機能の強化および経営の透明性の向上を目指します。

移行のため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除と共に、重要な業務執行の決定の委任にかかる規定の新設など、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2026年2月24日（予定）
定款変更の効力発生日 2026年2月24日（予定）

以 上

【別紙】

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査役</u> ③ <u>監査役会</u> ④ 会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査等委員会</u> ③ 会計監査人 第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会
(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、11名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である者は除く。)</u> は、11名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(新設)	
(取締役の選任の方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。	(取締役の選任の方法) 第19条 当会社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、</u> 株主総会において選任する。 2. 当会社の取締役の選任決議は、 <u>株主総会において</u> 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である者は除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員又は補欠として選任された取締役 <u>(監査等委員である者は除く。)</u> の任期は、在任取締役 <u>(監査等委員である者は除く。)</u> の任期の満了する時までとする。 3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	
(新設)	
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)

	<p><u>第21条</u> 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第<u>21</u>条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>
	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第<u>22</u>条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第<u>23</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第<u>24</u>条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第<u>25</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
	<p>(取締役の責任免除及び責任限定契約)</p> <p>第<u>26</u>条</p> <p>(新設)</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第<u>27</u>条</p> <p>(現行通り)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第<u>28</u>条 監査等委員会は、その決議により、常勤監査等委員を選定することができる。</p>
	<p>(新設)</p> <p>第<u>29</u>条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前</p>

	<p>までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第 27 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任の方法)</u></p> <p><u>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 30 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役の選定を行う。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対</u></p>	

<p><u>価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除及び責任限定契約)</p> <p><u>第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任の方法)</p> <p>第35条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第36条</p> <p>(条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(剩余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(剩余金の配当の基準日)</p> <p>第39条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第40条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任の方法)</p> <p>第31条</p> <p>(現行通り)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第32条</p> <p>(現行通り)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条</p> <p>(現行通り)</p> <p>(剩余金の配当等の決定機関)</p> <p>第34条</p> <p>(現行通り)</p> <p>(剩余金の配当の基準日)</p> <p>第35条</p> <p>(現行通り)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第36条</p> <p>(現行通り)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第26期定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項に</u></p>
--	---

規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、第26期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた、同法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。